

## 放課後スペース viva！ 運営委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、放課後スペース viva！ 運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称する。

(所在地)

第2条 この団体を次の所在地に置く。大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目5番51号ショッピングセンターエバーレ内

(目的)

第3条 運営委員会は、下記の目的を達成するため放課後スペース viva！ の円滑な運営を図る。

- (1) 放課後スペース viva！ 運営委員会が主体となり主として区内の小学生、中学生を対象に、「放課後の居場所作り」を継続して取り組むことを目的とする。居場所の提供により子ども達の生活習慣や学習習慣の定着による学習意欲の向上を図り、地域の人達と接する事で健全な青少年の育成を進める。
- (2) 地域の住民と事業者、行政が一丸となって子ども達を育てることで、街への誇りを持ち合わせた未来の担い手を育てる。

(事業)

第4条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放課後スペース viva！ の運営計画に関すること。
- (2) 放課後スペース viva！ の運営実施に係る調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 運営委員会は、別表に掲げる者を役員として構成する。

(役員)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 3名(内1名は会計責任者兼務)
  - (3) 会計 1名(副委員長と兼務)
  - (4) 監事 1名
- 2 運営委員会の委員長は、委員の互選により定める。
  - 3 運営委員会の副委員長および会計は、委員のうちから委員長が指名する。
  - 4 運営委員会の監事は、委員の互選もしくは外部の有識者より定める。

(役員の職務)

第7条 委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する順位により、その職務を代理する。
- 3 運営委員会の会計は、経理を執務する。
- 4 運営委員会の監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は1月1日より1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 放課後スペース viva! に関する運営計画

(2) 放課後スペース viva! に関する予算及び決算

(3) 運営委員会規約の制定及び改正

(4) 前3号に掲げるもののほか、放課後スペース viva! に関する重要な事項

3 運営委員会の会議は、役員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

4 運営委員会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(経費)

第10条 運営委員会の経費は、区民、区内外に住居する個人、事業所等を有する法人等からの協賛金、その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第11条 運営委員会の会計年度は、毎年2月1日(この規約の施行の日の属する年度にあつては、当該施行の日)に始まり、翌年1月31日に終わる。

(文書、会計及びその他の処務)

第12条 文書、会計及びその他の処務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が運営委員会の会議に諮って定める。

附則

この規約は、発足日である平成28年9月1日から施行する。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は平成28年9月1日とする。

放課後スペース viva! 運営委員会 役員名簿

令和3年6月1日 現在

実行委員会役員

役職	氏名	居所
実行委員長	本川 誠	大阪府豊中市旭丘 10-26
副委員長	武田 緑	大阪府大阪市東淀川区西淡路1丁目15-24
副委員長	菊池 陸	大阪府東大阪市横枕 8-2
副委員長 兼会計責任者	本川 由佳	大阪府豊中市旭丘 10-26
監事	飛田 眞	東淀川区豊里 4-7-27-402

以上、役員 5 名の運営委員会で構成する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

令和3年6月1日 現在

大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目5番51号  
ショッピングセンターエバーレ内

放課後スペース viva! 運営委員長 本川 誠

